

小平市議会定例会一般質問通告書

一問一答方式

質問件名：医療費の適正化と予防医療で市民の命を守ろう

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

医療費が年々増加する一方、国民健康保険税の伸び悩みが続き、財源不足に対応するため、一般会計からの繰入金の増額や税率改定による厳しい財政運営が続き、コロナ禍にあっては税率改定も足踏みとなる状況がありました。

今後も市民に負担を求めなくてはならない以上、健康施策をより一層充実させる工夫が必要であり、レセプトデータの見える化により、課題を洗い出し、医療費の適正化につなげるデータヘルス事業の成果を上げていかなければなりません。

医療費圧縮のための予防医療、そして医療費の適正化で少しでも市民負担を軽減するため以下質問致します。

1.データヘルス計画の効果について、以下の項目について直近と事業開始の2015年度との対比で伺います。

(1) 人間ドックの申請件数について。

(2) 重複受診・頻回受診・重複服薬の対象者数、医療費削減効果額と累計額について。

(3) ジェネリック医薬品の普及率と医療費削減効果額と累計額について。

2.薬剤の併用禁忌はほとんどないと思われるが、年間400件以上発生している併用回避への対応と、東村山市の節薬バッグや、横須賀市の本人の飲み残しを薬剤師が管理をして本人に残薬を活用してもらうネイビーバッグの取組みを参考とし、本市も飲み残し薬剤の活用を検討すべきと考えるがいかがか。

3.本市の医療費の上位5疾患を、介護認定なし、要支援、要介護の別で伺います。

4.呉市にならい、重症化予防プロジェクトに新たに骨粗しょう症や骨折、歯周病等を加えてはいかがか。

5.糖尿病性腎症重症化予防について、腎不全期に至る前の人、あるいは糖尿病治療中断者に重症化予防プログラムに参加してもらうことで、人工透析移行を防ぎ一人年間600万円もの医療費削減につながることが実証されていますが、直近でも対象者は約300人、参加目標は30人ですが、参加者は8人にとどまっています。内容の充実と目標達成のため以下伺います。

(1) 保健指導は保健師、管理栄養士、医師、歯科医師、薬剤師と連携していますか。

(2) 医師会、保健所、地域包括支援センター、東京都後期高齢者医療広域連合、東京都糖尿病対策推進会議との連携は。

(3) かかりつけ医と連携した取り組みとなっていますか。

6.検討中の次期計画、第三期データヘルス計画の重点について伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年11月14日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 虹川 浩

受付番号 (10) - (1 / 2)

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 19 | 19 | 18 | 17 |

差しかえ 5.11.16

小平市議会定例会一般質問通告書

一問一答方式

質問件名：危ないを安心安全に、大沼地域センター付近の危険箇所の改善のために

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

地域から複数寄せられている、大沼町2丁目等の危険か所の改善のため、以下質問いたします。

1.大沼地域センター交差点東南側の一角に分譲住宅が建ち、もともと北に下って来る大沼本通りと鋭角的に交差する変形丁字路であるため、ますます見通しが悪くなり、歩道も狭くなつて自転車と歩行者との接触もおこっている。カーブミラー、注意喚起の路面舗装等の検討ができないか伺います。

2.美園町3-28-6 の交差点は大沼通りと大沼保育園通りが交差し、東西方向の横断歩道が南北方向に設置されており、多摩済生病院につながる関係か、住民以外車両進入禁止となっていますが、信号機がなく、病院や小平霊園の墓参者が徒歩や自転車で頻繁に横断します。東久留米市との境目でもあり、度々新青梅街道に抜けようとする車と自転車の接触事故が発生しています。事故防止のため、安全を確保する改善ができないか伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年11月14日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 蛇川 浩

受付番号 (10) - (2/2)

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 19 | 19 | 18 | 17 |

小平市議会定例会一般質問通告書

| |
|--------------|
| 再質問の方式 |
| 1 —括質問—括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 いじめ被害者を継続的に保護するために

質問要旨

市立学校で起きたいじめを当該学校や市教育委員会が認知している場面を考える。いじめの被害者は、少なくとも市立学校を卒業するまでの間、いじめの悪影響から保護されなければならない。そのためには保護する立場の人々が背景情報の共有及び理解をしている必要がある。また長期的にどのようなイベントが起きても「関係者間で情報共有が行われ、いじめ被害者が保護されている状態」は保持されなければならない。特に、進級、進学、転学、教職員や校長の交替などの「保護する立場にある人々が入れ替わるようなイベント」が起きる際は最も注意が必要だ。情報や対応の継続性が非常に重要であることを、すべての関係者が十分に認識できるよう、基本方針や具体的方針の中で明文化しておく必要がある。いじめに関する文書としては市教育委員会による「小平市いじめ防止基本方針」と各市立学校における「学校いじめ防止基本方針」がある。しかし両者の関係性等に疑問があるため、以下質問する。

1. 「小平市いじめ防止基本方針」と「学校いじめ防止基本方針」の関係性は。
2. 進級、進学、転学など、いじめ被害者を保護する立場の人々が入れ替わる際は、いじめ被害者を保護するための適切な情報共有と適切な対応が必要だ。市立小学校の学校いじめ防止基本方針では 19 校中 13 校が「いじめの問題に関する指導記録等について適切に引継ぎや情報提供を行う」という風に書かれている一方、残り 6 校はそういった記載が見当たらないことについて見解は。
3. 花小金井小学校の学校いじめ防止基本方針には令和 4 年度時点で「被害の児童、加害の児童について進学先である中学校に情報を提供することで、いじめが繰り返されることのないようにする」という記載があったが、現在の同方針ではこの記述がなくなっている。理由は何か。また見解は。
4. 小平市いじめ防止基本方針には「日常的、定期的に『学校いじめ対策委員会』を核として児童・生徒の情報を共有し、いじめの問題等に関する指導内容を記録するとともに、児童・生徒の進学・進級や転学に当たっては、適切に引き継ぎや情報共有を行うなど、組織的に対応する。」とある。このように市の基本方針に書かれていることについて、各校の学校いじめ防止基本方針には同趣旨の文言を書かなくてもよいといった考え方があるのか。見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 11 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議會議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【13】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 20 | 20 | 19 | 18 |

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 いじめ重大事態の調査組織構成はどう適切に判断しているか

質問要旨

小平市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下、対策委員会と呼ぶ。)は常設の組織であり、いじめ防止対策推進法に基づき設けられた組織である。設置目的は条文にある通り、「教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようする」ことだ。小平市の場合、いじめ重大事態の調査をする際もこの対策委員会が担うことになっている。

一方、文部科学省による平成 29 年 3 月版のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン(以下、ガイドラインと呼ぶ。)には、次の通り書かれている。

重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者(教育委員会等)が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするなど、調査組織の構成についても適切に判断すること。

① 学校の設置者が主体

a 公立学校の場合

- ・ 法第 14 条第 3 項の教育委員会に設置される附属機関(第三者により構成される組織)において実施する場合
- ・ 個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関(第三者により構成される組織。いじめに限らず体罰や学校事故等、学校において発生した事案を調査対象とする附属機関も考えられる。)において実施する場合

これまでも指摘してきたように、またガイドラインにもわざわざ括弧書きで「第三者により構成される組織」と書かれているように、いじめ重大事態の調査における第三者性は非常に重要な意味を持つ。しかし市がその重要性を認識しているとは思えない。今回はガイドラインに示された「調査組織の構成についても適切に判断すること」をどのように行っているかを確認するため、以下質問する。

1. ガイドラインにある、いじめ重大事態調査組織の構成を適切に判断する時期(タイミング)は、市ではいつなのか。つまり、いじめ重大事態が発生する度に行っているか、それとも過去のどこかの時点で一度判断したことがすべての重大事態に適用されている状況か。後者だとすれば最後に適切な判断をしたのはいつか。
2. 委員 8 名で構成される対策委員会に、委員ではない市教育委員会職員が多数(6 名ほど)出席している理由は。またそれにより客観的に第三者性が低下することへの見解は。
3. 対策委員会において庶務の参加は 1 名でよく、その庶務は教育委員会とは別の部署が担えばよいと考えるが見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 11 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【13】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 20 | 20 | 19 | 18 |

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 =括質問一括答弁方式 |
| 2 =一問一答方式 |

質問件名 いじめ対応でほぼ全く資料を作らないことが許されるのか

質問要旨

いじめ重大事態の対応において、重大事態と認定されるより前の通常のいじめとして対応している時から市の学校や教育委員会は公文書に残る資料をほぼ全く作っていないことが判明している。この異常な対応について、本年10月の決算特別委員会における総括質疑での答弁は不明瞭であったため、改めて以下質問する。

1. いじめの認知からいじめ重大事態の対応がなされて調査が進み、報告書の作成予定時期に至るまでのすべての期間に渡り、市の学校や教育委員会が、当該いじめに関しての資料をほぼ全く作成していないことが判明している。いじめ重大事態の扱いになる前の段階から、いじめ被害者の保護者が教育委員会に対して何度も面談をし、打ち合わせをしたり、電話で何度も相談をしたりしたことも一切公文書に残っていないとしている。これは小平市公文書等の管理に関する条例上もあってはならないことと考えるし、何よりも「いじめを迅速に解決し再発防止を徹底する」という姿勢としてあってはならないことだと思うが、市と市教育委員会の見解は。
2. いじめ重大事態の対応に関しては、複数の保護者から何度も教育委員会の組織上の問題の指摘があり、その問題に起因して対応改善の要望も複数出されてきた。こうした複数の指摘や要望について、市の学校や教育委員会内部で、情報共有、課題の洗い出し、対応状況の確認、もしくは討議を行うなどすれば、指摘や要望を提出した保護者名に紐づいた会議資料等が多数作成されてしまうべきと思うが、そういった資料は一切存在しないとしている。指摘した保護者名や状況に紐づいた資料が作成されていないとすると、客観的に見て「保護者の指摘や要望を組織として真剣に受け止めていない」と捉えられても仕方がない状況だが、見解は。
3. 本年10月の決算特別委員会における総括質疑では、2で示した指摘、要望等について、教育長は口頭で報告を受けていると答弁している。どのような場合には文書で報告し、どのような場合には口頭で報告するといった取り決めはあるのか。例えば、いじめ重大事態の扱いになる前のいじめについて電話相談があった場合も、すべて教育長には口頭で報告されたのか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年 11月 15日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 13 】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 20 | 20 | 19 | 18 |

| |
|--------------|
| 再質問の方式 |
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 体罰の聞き取り調査で教員の証言が優先されている件について

質問要旨

市立学校教員による児童・生徒への体罰や不適切な行為(もしくはそれらの疑い)が発生した際の調査は、小平市の場合、学校や教育委員会が行っている。しかし報道や訴訟の事例から明らかのように、学校や教育委員会には教員を守ろうとするバイアスがある。そのため本来は体罰や不適切な行為についてもいじめ重大事態と同様の扱いを行い、第三者によって構成される組織をつくり、その組織が調査を担うことが望ましい。しかしそうなっていない現状では、少なくとも透明性を高められるところは高め、客観的に公平中立ではないと指摘されたものは改善しなければならない。

本年 9 月 27 日に行った文書質問で、「体罰や不適切な行為に関して、児童・生徒と教員から証言を得ることになった場合、証言に食い違いが生じた場合には教員のほうの証言を記録する決まりになっているという話もあるが事実か。」と質問したところ、「御指摘のような事実はございません。加害行為を行った教員と被害を受けた児童・生徒の証言が異なる場合、可能な限り、両者の証言を併記の上、客観的な事実に基づいて対応するよう努めております。」と回答があった。一方、市民からの同様の問い合わせに対し、市教育委員会の担当者は「まずは教員の主張を採択する」、「それを覆すことがない限りは」と回答した事実がある。その回答内容が事実であれば、体罰や不適切な行為についての公平中立な調査は行えていないことになるため、以下質問する。

1. 体罰や不適切な行為(もしくはそれらの疑い)の聞き取り調査において、児童・生徒と教員の証言が食い違うような場合、「覆すことが無い限りは、教員の主張を採択する」というようなことは事実か。
2. 1 が事実だとすれば、証言採用の順位として加害(もしくはその疑いがある)側の順位が高く、被害側の順位が低いことになる。加害側の証言を覆す努力が被害側に課されるという不公平な状況となるが、見解は。
3. そもそも加害(もしくはその疑いがある)側の証言を覆すためには、その証言がどのようなもので、教育委員会としてどう判断しているかの説明が被害側に必要である。しかしそういった説明は一切なされていない。これでは教員の証言を覆すことは不可能と考えるが、見解は。
4. 1 が事実でないとすれば、担当職員が市民に対して誤った情報を伝えていることになるが、見解は。
5. 1 が事実でないとすれば、担当職員が教育委員会としての共通認識を持っていないことになる。証言の採用をどうするかも含めた調査方法について、共通認識を得るために文書はあるか。どのように職員間で情報共有をしているか。

上記のとおり、小平市議会規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 11 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【13】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 20 | 20 | 19 | 18 |

小平市議会定例会一般質問通告書

| |
|--------------|
| 再質問の方式 |
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 虐待通報も軽視するような市長への手紙をどう改善するのか

質問要旨

これまで問題点を指摘してきた市長への手紙について、本年 10 月の決算特別委員会で市長は「現在取扱い検討中で、先に自分が見る対応に切り替える予定」という趣旨の答弁をした。それ以外の変更はないのか、検討状況について問う。また、市長への手紙へ詳細な虐待通報が寄せられていたのに、そのことを担当の職員が認識していないかった問題についても問う。

1. 市長への手紙の取扱い変更の検討状況と、そもそもそれは改善なのか、またその新しい対応が始まる時期は。
2. 「市政への提言」と「市長への手紙」は統一すべきでは。
3. 市長個人名宛てでも市役所に届くものはすべて市長への手紙になるのか。市長の知人等からの手紙などで扱いが異なるものもあるのか。
4. 市内社会福祉法人における虐待の通報が、詳細な内容とともに、本年 2 月に 2 度、市長への手紙として出されている。しかし本年 10 月 23 日に行われた全員協議会では、伊藤議員からの「市長、副市長がこの件(虐待通報)について知ったのはいつか」という質問に対して、健康福祉部長は「市長、副市長への報告は取材が入った後の 9 月に入ってから」といった答弁をした。これは市長への手紙が機能していないことを如実に示しているだけではなく、市長に届いた虐待の通報が無視もしくは軽視されているとすればまた別の大問題である。少なくとも、市長への手紙のあり方としては、内部統制に関する試行運用の中で扱うべき問題ではないか。またこの問題に対する対応改善策は、市長への手紙の取扱い変更の検討に含まれているのか。見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 11 月 15 日 小平市議會議長 殿 小平市議會議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 13 】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 20 | 20 | 19 | 18 |

再質問の方式

一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 子宮頸がん撲滅に向けて HPV ワクチンのキャッチアップ接種と男性の接種について

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

市でも実施している子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種について、期間をあけて複数回の接種が必要なため、令和6年9月末までに接種開始しなければならないことから、さらなる周知の必要性とともに、全国で広まりつつある男性の子宮頸がんワクチン接種助成について、以下質問する。

- 1 これまでに実施されたキャッチアップ接種の現状と、9価HPVワクチンの状況について。
- 2 積極的勧奨停止世代へのアプローチを増やすべきと考えるが、市の見解は。
- 3 接種の意思のある方や、接種を受けられる期限が限られた、特に最終期限のお知らせは重要と考え、実施すべきと考えるが市の見解は。
- 4 HPVウイルス感染予防のためにも重要な男性への接種助成を実施すべきと考えるが、市の見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年11月13日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 津本裕子

受付番号 [8] - (1/2)

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 21 | 21 | 20 | 19 |

差しかえ =5.11.15

再質問の方式

一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名

市民の財産である公共施設を積極的に貸し出すべき

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

市民の財産である公共施設は、それぞれに設置目的が決まっており、いわゆる目的外使用は例が少ない。しかしながら、自主財源を増やす観点からも「稼げる施設」は有効活用し、施設の保全等に充当するべきと考え以下質問する。

- 1 公園や地域センター、公民館などでこれまでに目的外使用が許可されたものはどのようなものがあるか。
- 2 施設に附属した駐車場は、有料化の理解が得やすいと考え、これまでにも提案をしてきているが、検討状況は。
- 3 民間事業者のイベント会場として公共施設の使用を許可することにより、小平市のPRにもなり、収入も得られることから、積極的に行うべきと考えるが、市の見解は。
- 4 これまでに市が積極的に取り組まなかった理由や課題は何か伺う。
- 5 地方自治法第二百三十八条の4第7項には、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とあり、小平市でも幅広い団体が公共施設の使用や貸付を可能とするための条例や規則を定める考えはあるのか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年11月13日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 津本裕子

受付番号 [8] - (2/2)

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 21 | 21 | 20 | 19 |

小平市議会定例会一般質問通告書

| |
|--------------|
| 再質問の方式 |
| ① 一括質問一括答弁方式 |
| ② 一問一答方式 |

質問件名 投票率を上げるために

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

近年、全国的に選挙の投票率は低下傾向で、小平市でも投票率が低い状態が続いています。政治離れなど要因はさまざまですが、市民からは投票に行きにくいとの声を聞いています。

市としても 2019 年 7 月の参議院議員選挙からは東部市民センターでの投票を前日までできるようにするなど期日前投票所の拡大も行っていますが、さらに投票率を上げる工夫が必要です。

だれもが選挙に参加しやすい環境を整えるために以下質問します。

1. 市内に 27 か所ある、当日に投票を行う投票所や投票区は、いつ頃どのような経緯で決定したのか、お示しください。
2. 公共施設の複合化で、今後、投票所が統合されるところがありますか。投票所を統合した場合、当該投票所の選挙当日有権者数が大きく増加して、投票の際に混雑や混乱が予想されますどのように対応しますか。
3. 同じ選挙でも投票所によって投票率に 10% 以上の差が生じることがあります。理由をどう捉えていますか。
4. 期日前投票に行きたくても交通手段がなくて行かれないとの声があります。交通手段を確保することや期日前投票ができる場所を増やすことについてご見解は。
5. ICT の活用などで選挙当日に市民自らが投票所を選択できる共通投票所の設置について、ご見解をお示しください。
6. 投票環境の向上のためには、政治への関心や投票所までの所要時間などを聞き取る、選挙と投票に関するアンケートをとることが必要と考えますが、ご見解をお示しください。

上記のとおり、小平市議会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 11 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 さとう 悅子
受付番号【 17 】

| 27 | 26 | 25 | 24 |
|----|----|----|----|
| 22 | 22 | 21 | 20 |

- (1 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 小平市の空き家を利活用するために

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

全国的に人口減少や高齢化、建物の老朽化や社会ニーズの変化などを背景に、空き家等が社会問題化しています。小平市では、「空き家化の予防」「空き家等の適正管理」「空き家等の利活用」を空き家等対策の基本方針として2019年3月に小平市空き家等対策計画が策定されました。策定から今日までの間、人口は微増していますが空き家等は増加しています。

2022年度決算特別委員会の総括質疑で、子育て世代の転入について、子育て施策などを充実さるなかで、選んでもらえる小平市、選ばれる小平市にしてきたいとの答弁がありました。現在利活用として市は、売買に軸足を置いていますが、地域のサロンを開催したい市民団体とのマッチングや、若者や高齢者のシェアハウスができるよう持ち主と交渉するなど、売買以外の方法も検討するべきであると考え以下質問します。

1. 小平市の空き家等の件数について、近隣他市と比較して多いのか、少ないのか、また市内空き家等の5年間の増減の推移をお示しください。
2. 2023年1月に令和4年度小平市空き家等実態調査報告書が発行されました。実態調査を行ったことで把握できた小平市の特徴、課題や問題点をお示しください。
3. (仮称)第二次小平市空き家等対策計画策定について、令和4年度小平市空き家等実態調査報告書を踏まえて、どのような検討がなされていますか。今後のスケジュールについてもお示しください。
4. 小平市都市計画マスターplanでは、安全・安心なまちづくりの方針として空き家等の活用や必要な措置を検討している。空き家等を地域安全や適正管理の視点からだけでなく、良好な住まいづくりの方針にある地域コミュニティを育む拠点づくりとして空き家を活用することについて市の見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年11月15日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 さとう 悅子

受付番号【 17 】

| 27 | 26 | 25 | 24 |
|----|----|----|----|
| 22 | 22 | 21 | 20 |

- (2 / 2.)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 現在、取水が停止されている小川給水所及び上水南給水所の現状について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

発がん性が疑われる PFAS について、国は暫定目標値として PFOS 及び PFOA の検出濃度を水道水 1 リットル当たり50ナノグラム以下と設定し、東京都では現在、住宅の蛇口から出る水道水「給栓水」でこの値を超える恐れのある浄水施設における井戸からの取水を停止しています。

2023年1月3日付けの東京新聞によると、東京都が汚染によって取水を停止した井戸は7市11の浄水施設の34本となっており、小平市では小川給水所で3本、上水南給水所において7本の井戸の取水が停止となっています。住民からは「いつ頃から PFAS による水汚染が起きていたのか知りたい」「市内の給水所に浄化装置を設置してほしい」といった声が寄せられています。そこで市内 2 カ所の給水所について住民が安心できるよう自治体としてさまざまな方法で情報提供を行うこと、また給水所への浄化装置の設置など PFAS による健康被害から住民を守ることを求め、以下質問いたします。

1. 東京都は 2004 年分から PFOS 及び PFOA の測定結果を公開しているが、2004年以前及び2004年から2020年までの期間において小川給水所と上水南給水所で PFOS 及び PFOA が高濃度の値で検出された期間はあったか。
2. 小川給水所では 2020 年 7 月に280ng/L の高濃度の PFAS が検出され取水が停止されているが、現在行われている工事の内容と進捗状況、また今後の取水に関する方針等について、東京都水道局より適切な情報提供が市になされているか。
3. 2020年に小川給水所と上水南給水所で取水が停止されたとき、住民への説明は行われたか。また東京都水道局より小平市に取水停止の通知がきたのはいつ頃か。
4. 今後、東京都水道局により取水の停止をやめ再開する判断等、状況を変更する措置が取られる場合には、事前に住民へ丁寧な説明をする機会を設けることが望ましいと考えるが、市の見解を伺う。
5. PFAS 除去には活性炭による濾過が有効とされているが、小川給水所と上水南給水所において粒状活性炭等による高度浄水処理を行うよう自治体として東京都水道局に要請はしているか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

2023 年 11 月 16 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 鈴木だいち

受付番号【 23 】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 23 | 23 | 23 | 22 |

小平市議会定例会一般質問通告書

| 再質問の方式 |
|--------------|
| ① 一括質問一括答弁方式 |
| ② 一問一答方式 |

質問件名 **PFAS 水汚染問題は予防原則の立場から住民の命と健康を守る施策の実施を**

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

PFAS による水汚染問題について政府は、衆議院予算委員会における山添拓議員の「アメリカのように日本でも血中濃度の検査と健康調査を実施するべきではないか」という質問に対し伊藤環境相は「血中濃度と健康影響の科学的知見はない」と答弁しました。また岸田首相は「各地域における健康影響の把握は各自治体が地域保健活動の一環として行っていくもの」と述べ、自治体任せの意向を示し調査に背を向けました。小平市として住民の命と健康を守るために予防原則の立場に基づいた自治体独自の施策を講じることを求め、以下質問いたします。

1. 市民がPFASに関する血液検査を希望した場合、現状としては血液検査を実施している医療機関や検出した血液から PFAS 血中濃度を分析する検査機関の受け皿が少なく、自費検査であると高額なため困難な状況が続いている。そこで市として、市内外の医療機関及び近隣自治体等と連携し血液検査の実施に向けた検討をすすめること、また国や東京都に対して汚染地域の住民が希望すれば血液検査を受けられる体制整備を行うよう要望すべきと考えるが、市の見解を伺う。
2. 調布市では市立小中学校と民間の災害時用井戸など115か所を調査し市ホームページで公表、武蔵野市では市立小中学校18校の災害用井戸18のうち11か所を調査し7か所で暫定目標値である50ng/Lを超えていたために浄水器を設置する対応を取っている。両市とも9月定例会で自治体独自の対策として予算計上をしているが、小平市では市所有の井戸がないことを理由にPFASに関する井戸の水質調査は実施しない方針を示している。しかし自治体として予防原則の立場に基づき、調布市のように民間の災害時用井戸について希望があれば水質調査を実施すべきと考えるが、市の見解を伺う。
3. 立川市では府内に副市長、市の関係部局で構成する「PFAS 府内対策会議」を立ち上げ、市所有9か所と民間・個人19か所の災害時用井戸の PFAS 調査を行い実態把握が行われているが、小平市においても市民の不安を払拭するために市として対策会議を設置することを求めるが、見解を伺う。
4. 今年1月、米軍横田基地においてPFASを含む泡消火剤に汚染された水約760リットルがコンクリートなどの地面に漏出する事故があったことが今月判明した。基地内への立入調査を行えるよう他市とも連携し実施へ向けて強く国や東京都へ要請を行うことを求めるが、市の見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

2023 年 11 月 16 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名

鈴木だいち

受付番号【 23 】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 23 | 23 | 23 | 22 |

小平市議会定例会一般質問通告書

| 再質問の方式 |
|--------------|
| ① 一括質問一括答弁方式 |
| ② 一問一答方式 |

質問件名 補聴器購入費助成事業の速やかな実施を強く求める

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

小平市では 2022 年の 9 月定例会において「補聴器購入助成により加齢性難聴者への聞こえの支援を求めるについて」という請願が全会一致で採択されました。その後、耳の会より、市長へ 1 342 名分の署名が届けられたと聞いています。しかし請願の採択から 1 年以上が経過しましたが、いまだに小平市では補聴器購入の助成は実施されていません。この間にも日々私たちのもとには、補聴器の購入助成を待ち望んでいる市民のみなさんから、「市議会では全会一致で採択されたのに 2 023 年度の予算には 1 円も盛り込まれていない。せめて補正予算で取り上げてほしい」という方や、「もう待てないので高かつたけれど補聴器を購入してしまった」という方など、切実な声が寄せられています。

補聴器購入費助成事業については都内 23 区ではほとんどの区で助成が実現していますが、26 市ではわずか 4 市と、三多摩格差として歴然とあらわれています。聞こえの支援は人権にかかわる切実な問題です。聞こえの悩みは深刻であり、誰もが等しく情報が得られるよう行政としての支援が不可欠です。そこで補聴器購入費助成事業の一環でも早い実施を求め、以下質問いたします。

- 1 年以上前に全会一致で補聴器購入助成を求める請願が採択されたが、市民の声、議会の総意を受けて、実施に向けた市の検討状況をについて伺う。
- 令和 4 年度地域包括ケア推進計画策定のためのアンケート調査では、「日常生活で困っていることがありますか」という設問に対し、13.7%の方が「会話やテレビの音が聞こえづらい」と回答している。また年齢区分でみると 85 歳以上の方では実におよそ 4 人に 1 人が聞こえに対して困難な状況であることが読み取れるが、このアンケート結果についての市の受けとめについて伺う。
- 3 年ごとの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しの際に行われる高齢者実態調査のアンケートに「聞こえ」の項目を加え、介護保険事業計画の中に位置づけるよう提案してきたが、その後の検討状況について伺う。
- 聞こえの悩みを抱えている市民のために「聞こえの相談窓口の設置」や市の特定健診・一般健診に聴力検査を加える必要があると考えるが、市の見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

2023 年 11 月 16 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 鈴木だいち

受付番号【 23 】

| 27 | 26 | 25 | 24 |
|----|----|----|----|
| 23 | 23 | 23 | 22 |

| |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| ②一問一答方式 |

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 市民の健康を守るためにPFAS汚染の原因究明と対策の実施を

質問要旨 多摩地域の有機フッ素化合物(PFAS)汚染を明らかにする会が今年9月21日に公表した住民791人の血中PFAS濃度の調査結果では、4種のPFAS合計の平均血中濃度は22.0ng/ml、そのうち小平市民29人の平均濃度は22.8ng/mlでした。米国の学術機関である全米アカデミーズは、7種のPFASの合計値が20ng/mlを超えると健康影響の恐れがあるとし、健康影響として腎臓がんや乳児・胎児の成長・発達への影響に加え、動脈硬化などの原因となる脂質異常症についても関連性を示す十分なエビデンスがあるとしています。PFASの農産物への影響も懸念されています。小平市として、市民の不安に応え、健康を守るための施策の実施を求め、以下質問します。

- 1 小平市は40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象とする特定健康診査を行っています。特定健康診査の最新の受診者数と、そのうち脂質異常(中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満もしくは服薬中)と判定された人の割合を全国および東京都の平均値と比較してお教えください。また、脂質異常と判定された人の割合について、平成20年度、25年度、30年度の値も全国および東京都の平均値とともに教えてください。
- 2 国民健康保険の特定健康診査では血液採取で中性脂肪、空腹時血糖など8項目を検査していますが、検査項目にPFOS、PFOAなどPFASの血中濃度を加えることはできないでしょうか。その場合に必要となる追加費用の概算をお教えください。また、自己負担でPFASの血中濃度を検査項目に加えることは可能でしょうか。
- 3 第1期中期実行プランで、特定健康診査実施率の目標値として令和4年度58%、令和5年度60%が掲げられていますが、その達成状況をお教えください。また、血液検査にPFASを加えることで、実施率は上がるのではないかでしょうか。
- 4 東京都が今年10月に公表した「有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)に関する東京都の取組」のQ&A集で、PFOS・PFOAはゆっくりではありますが体内から排出されていくと考えられ、新たな摂取がない場合に人の体内の濃度が半分になるまでの半減期はPFOSで約3.1~7.4年、PFOAで約2.3~8.5年と見積もられています、とあります。飲料水としての井戸水取水停止の効果を図る上でも、PFASの血中濃度の測定は有効ではないでしょうか。
- 5 国分寺市は、今年2月に市内公園24カ所に設置した井戸の水のPFOS・PFOA合計値を検査し、6カ所で暫定目標値50ng/lを超えていたことを明らかにしました。調布市は、市内の防災井戸29カ所に加え、民間の防災協力井戸43箇所についても希望に応じてPFOS、PFOA、PFHxSの3項目の調査を実施し、来年2月に公表予定です。また、武蔵野市は、市内18の小中学校に設置した災害用井戸の水を検査し、7カ所で国の暫定目標値を上回る濃度のPFASを検出したため、災害用井戸18か所全てに浄水器を設置する費用約3300万円を補正予算に計上しました。小平市でも震災対策用井戸の所有者の希望に応じて、PFAS検査を実施し、必要に応じて浄水器の設置を補助してはいかがでしょうか。
- 6 血液検査の分析を行った京都大学の原田浩二准教授は、米軍横田基地から東側の地下水の汚染度が高い地域に、PFAS血中濃度が高い住民が集中していると指摘しました。米軍横田基地では、今年1月25、26日に、消防用スプリンクラー設備の部品が破損し、PFOS240万ng/l、PFOA32万ng/lを含む汚染水が漏れ出し、側溝に流れたと報道されています。横田基地への立ち入り調査申請について防衛省は、関係自治体から要請があれば米側に働きかけるとの見解を示しています。住民のPFAS血中濃度が高い小平市は、横田基地への立ち入り調査を求めるべきではないでしょうか。
- 7 国分寺市は今年6月定例会で、市民団体による血液検査で血中のPFAS濃度が高い人が多かった立川市、国立市、府中市、小平市など6~7市で対応を議論する新たな会議体をつくる構想があるとしていたが、その後、横田基地への立ち入り調査申請など今後の対応について各自治体間で温度差があり、会議体の設立を断念したと報じられています。小平市に、会議体設置の呼びかけはあったのか、あった場合はどのように返答したのか、お聞きします。
- 8 今年9月に就任した立川市の酒井大史市長は、横田基地への立ち入り調査の要請について、近隣の自治体や東京都と連携ていきたいと述べています。立川市などから要請があれば連携して横田基地への立ち入り調査を求めるですか。
- 9 東京都市長会は、東京都への予算要望で、令和5年度予算に対しては、地下水の汚染を拡散させないため、河川源流部への観測井戸の設置を含めた地点数の拡大により、地下水実態調査をより細かく実施し、地下水脈流調査を含め、より一層の対策を講じること、特に有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)について、汚染実態の原因究明及び対策を講じ、調査結果を共有すること、および市が実施している調査対策に対する財政支援を図ることを求めて、令和6年度予算へは横田基地内の有機フッ素化合物が含まれる泡消火剤について、適正な処理を行うよう米軍に申し入れるよう国に働きかけることを要望しました。令和5年度予算要望の実施状況、および令和6年度予算要望に対する市の見解をお教えください。

上記のとおり、小平市議会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年11月16日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 水口 かずえ 受付番号【 25 】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 24 | 24 | 9 | |

| |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| ② 一問一答方式 |

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 事業の精査と見直しには市民の意見を反映し、廃止された災害救助事業の復活を

質問要旨 小平消防署監修の「消防こだいら」令和5年11月発行号には、「小平市では、今年火災が多く発生しています」と記載され、小平消防署のホームページでは、今年11月14日現在で、市内の火災件数は45件、焼損傷床面積は805m²で令和4年の約4.4倍、死者数は昨年の0人に対して今年は既に4人となっています。そんななか、小平市は事業の精査と見直しにより、今年度から災害救助事業を廃止し、全焼・全壊1世帯につき5万円以内、半焼・半壊1世帯につき3万円以内、死亡1人につき5万円以内、の見舞金、弔慰金の支給を廃止しました。この経緯と妥当性、および復活できないかについて質問します。

1 事業の精査と見直し(経営方針推進プログラムNo.8)仕分け提案への対応・進捗状況【令和4年度実績】には、「対象者も例年少数で、支給金額としては市民の福祉及び生活の安定に向けた効果は限定的であることから、見舞金を廃止する」と記載されています。見舞金、弔慰金の対象者数が少数であることを主な理由としてそれらを廃止することが適切な判断といえるのでしょうか。

2 上記の進捗状況には、関係団体との調整を行ったと記載されているが、関係団体とはどこですか。

3 事業見直しシート34 災害救助事業には、「近隣では実施していない市も少数あり」とされているが、多摩26市での災害救助事業の実施状況をお教えください。

4 同事業見直しシートには、「その他の各種支援制度が引き続き利用できれば、見直しを行うことの市民への影響も大きくない。」と記載されています。「社会福祉協議会においても、同趣旨の災害援助見舞金(最高1万円)を支給している。」とありますが、その支給状況をお教えください。また、その他にも支援制度はありますか。

5 同事業見直しシートには、「見舞いの意を示すためには別の方も考えられ、」と記載されていますが、別の方の検討状況をお教えください。

6 災害救助事業は復活させるべきではないでしょうか。そうするにはどのような手続きが必要ですか。

7 経営方針推進プログラム No.1 幅広い市民意見の収集では、自治基本条例に基づいて策定された市民参加の推進に関する指針に言及し、行政サービスを広く公平に提供するため、広範な市民意見の聴取が必要としています。同指針では、市民参加の方法として、市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃にあたっては、市民意見公募手続での意見聴取を経て、決定していくパターンを基本とし、施策や制度の性格等に応じて、市民意見交換会やワークショップ等の市民参加の手法等を活用するとしていますが、事業の精査と見直しは、市民生活に重大な影響を及ぼすものではないのでしょうか。

8 千葉県館山市が今年9月に行った事業仕分けは、外部有識者などによる仕分け人と、市担当課の質疑を無作為抽出等で選ばれた10代~70代の市民判定人98人が聞き、「不要・凍結」、「要改善」、「現行通り・拡充」の判定を行ったものでした。このような市民判定人方式の導入など、事業の精査と見直しには市民の意見を反映させるべきではないでしょうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年11月16日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 水口 かずえ 受付番号【 25 】

| 27 | 26 | 25 | 24 |
|----|----|----|----|
| 24 | 24 | 9 | |

-(2/2)

再質問の方式

①一括質問一括答弁方式

②一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 人口増加が予想される小平のこれからのかまちづくり等について

質問要旨 令和元年8月に公表された人口推計報告書補足版では、小平市の将来推計人口は令和7年に19万7231人でピークを迎えることになっていました。ところが、令和2年の国勢調査の人口が19万8739人となり人口推計報告書補足版で示したピークを既に超えている状況にあります。

東京都の報告(令和5年3月)によれば、小平市は2030年に20万6093人になると予測しています。

小平市第四次長期総合計画、小平市都市計画マスターplanをはじめとする計画策定の時点よりもかなりの人口増加の予測となっています。小平市では人口推計報告書補足版の公表以降に各部署において多くの市の計画の見直しと検討が図られてきたものと認識しています。

市では現在、公共施設マネジメント推進計画において、小学校等の複合化の方針、小・中学校の統合等について示していますが、人口増加予測の下でこのまま進めると市民の暮らしへの影響が大きいと考えます。また、公立保育園の運営のあり方に関する方針改定版については、公共施設マネジメント推進計画による施設の延べ床面積20%以上縮減の計画を超えて4園の縮減を進めようとしており、子育て世代の暮らしへの影響は大きいと考えます。公共施設は公の施設であるとともに市民共有の財産であると考えます。公共財・公共施設マネジメントの検討過程には自治条例の下、市民参加の手法を様々な場面に取り入れていくべきと考えます。

また人口予測の下で市の職員一人当たりの人口は219.8人であり、多摩26市で極めて職員は少ない状況です。市として正規職員増員を前提とした人員配置の見直しが必要と考えます。

そこで以下質問いたします。

1. 東京都が公表している人口予測の下、新たな小平市の将来人口推計の公表はいつを目指しているか伺う。
2. 議会の議決を伴う長期総合計画と都市計画マスターplanについて、小平市の将来人口推計を更新した上で、見直しの検討をしてはどうか、見解を伺う。
3. 各部署さまざまな計画に小平市の将来人口推計を用いていると認識しているが、市全体において計画の見直しを行っているものや、現在、計画策定中のものはいくつあるか。またそのうち将来人口推計の影響を受けるものはいくつあるか伺う。
4. 令和元年8月の小平市人口推計報告書補足版の公表に伴い計画の変更、見直しを行ったものの件数と、影響を考慮しなかったものの件数をそれぞれ伺う。
5. 公共施設マネジメント推進計画の基礎となる人口推計について、今後見直しまたは再検討を行う必要があると考えるが見解を伺う。
6. 小平市公立保育園の運営のあり方に関する方針改定版について新たな人口予測を踏まえ、園の縮減の計画を見直すべきと考えるが見解を伺う。
7. 小学校等の複合化と小・中学校の統合等については新たな人口予測を踏まえ、一旦立ち止まることや見直しをするべきと考えるが見解を伺う。
8. 人口増加が予想される中、小平市職員について正規職員の増員を行うべきと考えるが見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5(2023)年11月16日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 細谷 正

受付番号【 27 】 - (1 / 2)

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 25 | | | |

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 小川東町二丁目、三丁目地域で変化する住環境と諸課題について

質問要旨 小川東町二丁目、三丁目地域では町が大きく変化することが予想されます。小川東町二丁目の小川住宅の建替えは令和7年10月31日着工予定、令和9年12月24日工事完了予定、戸数は575戸予定となっています。また小川東町三丁目の土地利用構想(東レ建設他)により、ブリヂストン倉庫解体後大規模マンション開発の計画が行われます。令和6年4月30日着工予定、令和9年9月30日工事完了予定、戸数は628戸予定となっています。更に土地利用構想の届出があった小川東町三丁目ブリヂストン跡地に特定目的会社を事業主とする店舗の計画が出てきました。特定目的会社の予定では令和6年12月1日着工予定、令和8年2月1日工事完了予定となるものです。

住環境は大きく変化することが予想され、江戸街道の歩行者・自転車・自動車等の交通量も一気に増加すると考えられます。萩山駅と小川駅をつなぐ踏切通行の安全対策も課題と考えられます。そこで変化する住環境と諸課題について、以下質問いたします。

1. 小川東町二丁目の小川住宅の建替えスケジュールと予定総戸数の最新の数字をお示し下さい。
2. 小川東町二丁目地区 地区まちづくり計画(2021(令和3)年8月)を反映したまちのグランドデザインについて 小平市が取組むことは何か、また隣接する東村山市と協議してきたことはどんなことか経過と結果について伺う。
3. 小川東町三丁目の土地利用構想(東レ建設他)による事業スケジュールと予定総戸数の最新の数字をお示し下さい。
4. 小川東町三丁目の土地利用構想(東レ建設他)に係る調整会が9月13日に行われました。協議の内容を詳細に伺う。市は事務局として出席しているが、市民からの請求に対する受け止めと見解について伺う。
5. 小川東町二丁目と三丁目に1200戸を超す住戸への入居が開始されることが予想されるが、入居時期が一度に集中することへの懸念や市が想定していることはあるかについて伺う。
6. 小川東町二丁目と三丁目に1200戸を超す市民が暮らすことになることを想定し、保育園の定員や、小・中学校の教室数及び学童クラブの定員について、人口増に応じた対応が必要と考えるが見解を伺う。
7. 小川東町三丁目では現在、解体工事が行われているが、アスベスト含有建材を含む解体作業であるためアスベスト飛散防止のモニタリングや市との協議の経過があれば伺う。またアスベスト飛散防止に関する市の見解について伺う。
8. 小川東町三丁目において特定目的会社を事業主とする店舗の出店があると伺っているが、近隣住民説明会の内容と市として説明会での市民要望や意見に対する受け止めと見解を伺う。
9. 江戸街道について車道幅員と歩道幅員は八坂交差点から萩山駅南側ロータリーまでの間、北側と南側それぞれ現在何メートルの幅員と伺っているか、また今後車道幅員と歩道幅員を広げるという情報を市は収集しているかについて伺う。
10. 西武拝島線踏切について江戸街道との踏切交差部である当該箇所は斜めに交差していることから車いすや手押しのカートでの通行に不便と不安を感じるとの声を聞いているが、西武鉄道株式会社と道路管理者である東村山市に改善の要望を行ってはどうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5(2023)年11月16日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 細谷 正

受付番号【 27 】 - (2 / 2)

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 25 | | | |

差しかえ

5.11.22

小平市議会定例会一般質問通告書

| |
|----------|
| 再質問の方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 市長公約87の政策の実現可能性と市長の政治姿勢を問う

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

令和5年9月定例会の私の一般質問の中で、市長公約である87の政策について、『現時点で未達のまま終わる政策があることは、想定しておりません。』という答弁があつたが、実現可能性が乏しいものについては無理に履行せずに政策の選択と集中が必要と考える。市長就任2年半が経過する今、以下質問をする。

- ① 政策22番『市役所にローカル5Gの導入、市内企業へのローカル5G導入の支援を検討します。』を実現するにあたり必要とされる予算規模は。
- ② 政策36番『関係部署と連携し、子ども自身が相談できる独立した第3者機関(オンブズパーソン制度)を設置します。』の現状の進捗と今後の展望は。
- ③ 政策60番『障がい者、高齢者が気軽にかけられるように移動の支援を充実させます。』について、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へのガソリン費補助の支給に向けた検討状況を伺う。
- ④ 政策72番『コミュニティタクシーの土日、夜間の運行に向けた整備を検討します。』は、どのルートでいつから始める予定で、想定されるその予算規模について伺う。
- ⑤ 政策77番『ごみ袋有償化後のごみ減量の効果測定をし、早期にプラスチックごみ、事業系ごみをはじめごみ袋全体の料金見直しを行います。』については、料金の改定には至らなかつたが見直しそのものは行ったから公約達成という認識でよいか。
- ⑥ 市長公約87の政策を進めていくことで、中長期的に市の人口推計および個人市民税にどのようなインパクトを与えると考えているか。
- ⑦ 市長公約87の政策を進めていくことで、中長期的に健康寿命と国民健康保険財政・介護保険財政にどのようなインパクトを与えると考えているか。またその数値目標があれば伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年11月16日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 福室 英俊

受付番号【19】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 26 | 25 | 24 | 23 |

差し替え

5.11.17

小平市議会定例会一般質問通告書

| |
|----------|
| 再質問の方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 鷹の台駅前広場の今後の整備について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

安全・安心・快適な鷹の台駅前広場に向けて、以下質問をする。

- ① 駅前広場内に、貨物車専用パーキングスペースを整備できないか。
- ② 駅前広場内に、コンテナ型喫煙所を整備できないか。
- ③ 駅前広場内の上屋の設置について、その後の研究状況を伺う。
- ④ 西武国分寺線鷹の台駅北側の線路沿い、たかの街道からの進入口について、道路の拡幅に向けた調査・研究をすべきと考えるが市の見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 11 月 16 日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 福室 英俊

受付番号【 19 】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 26 | 25 | 24 | 23 |

- (2 / 4)

| |
|----------|
| 再質問の方式 |
| 2 一問一答方式 |

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 小平第一小学校のプール・体育館について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

漏水の結果、使えていない小平第一小学校のプール、老朽化した体育館について、以下質問をする。

- ① 来年度以降の水泳の授業をどのように行うか、検討状況を伺う。
- ② 老朽化した体育館の更新にあたっては、プール・更衣室の敷地も活用した2階建てとし、避難所としての機能の向上や学童施設のスペース拡張、東京都多摩障害者スポーツセンターのような低床の温水プールの設置など、複合的な機能をあわせもった地域開放型の体育館を見据えた調査研究が必要ではないか、市の見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 11 月 16 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 福室 英俊

受付番号【 19 】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 26 | 25 | 24 | 23 |

- (3 / 4)

差しかえ

5.11.17

小平市議会定例会一般質問通告書

| |
|----------|
| 再質問の方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 ドローンが身近な小平市を目指して

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

ドローンが身近な小平市を目指し、以下質問をする。

- ① 市民(個人)が 100 グラム未満のドローンを、市内の運動場・公園内で記念写真の撮影等を目的に飛ばすためには、どのような法的な障壁があるか。
- ② 市民(個人)が市内公共施設の屋内で記念写真の撮影等を目的にドローンを飛ばすにあたっては、
どのような制限があるか。
(市立小・中学校体育館、市民総合体育館)
- ③ 市民(個人)が 100 グラム未満のドローンを、記念写真の撮影等を目的として、多摩26市内の公共施設・公園等で飛ばせる場所はあるか。
(市立小・中学校体育館、市民体育館)

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 11 月 16 日 小平市議會議長 殿 小平市議会議員 氏名 福室 英俊
受付番号【 19 】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 26 | 25 | 24 | 23 |

-(4 / 4)

小平市議会定例会一般質問通告書

| |
|-------------|
| 再質問の方式 |
| ①一括質問一括答弁方式 |
| ②一問一答方式 |

質問件名 早朝の校庭開放と学童クラブの宅配弁当提供について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

子どもの居場所づくりと、過ごす環境の改善を行うことは重要です。夏休みの子どもの居場所について 9 月定例会の一般質問で取り上げましたが、長期休業期間に限らず朝の子どもの居場所問題は小平市に限った話ではなく様々な地域で課題になつていると認識しています。調査を進める中で、朝の子どもの居場所問題は共働き世帯への支援に限った話ではなく、子ども自身が放課後は習い事があり友人と遊ぶことが出来ないため、朝の時間でも遊びたいと思っていることや、子どもの体力向上につながるなど様々なメリットがあることが見えてきました。多摩地域でも幾つかの手法で事業実施をしている自治体が出始めているこの機を逃さず、小平市でも実施に向けた検討を始めるべきと考えます。また環境整備としては、学校の長期休業期間における学童クラブでの宅配弁当の提供について、就労等で学童クラブにお子さんを預ける保護者の負担軽減につながるとして、令和元年9月の定例会で私が初めて一般質問し提案しました。当時は様々な課題があるとのご答弁でしたが、それ以降も、我が会派から提案し続け、今年の夏休みに株式会社明日葉が管理運営する指定管理学童クラブ 15 か所での試行実施が実現しました。この試行実施の結果について市として検証どのように捉えているのか、そして今後の展開として、具体的には試行から本格実施へ、また全校 41 クラブでの実施に広げられるか伺いたいと思います。

1. 早朝の校庭開放について。(1)市立小学校の校庭を始業時間より早く開放する取組について多摩地域でも幾つかの自治体が実施しています。これらの取組についての把握状況とどのような受け止めをされているか伺います。

(2)多摩地域での実施事例を見ると、見守りを業者に委託する手法、地域のボランティアと一緒に使う手法とそれぞれ特色があります。それぞれの手法についてどのように捉えているか見解を伺います。

(3)市立小学校の校庭を始業時間より早く開放する取組について小平市でも実施の可能性を検討する価値があると考えますが、見解を伺います。

2. 学童クラブの宅配弁当提供について。(1)試行実施の結果について。提供日数及び提供数の詳細と事業者、指定管理者それぞれの評価と市として結果についてどのように捉えているか伺います。

(2)今後の展開について。他の指定管理者が管理運営する学童クラブでの試行実施の予定及び直営の学童クラブでの試行実施の予定について伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 11 月 16 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 吉本ゆうすけ

受付番号【 22 】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 27 | 26 | 25 | 24 |

小平市議会定例会一般質問通告書

| |
|--------------|
| 再質問の方式 |
| ① 一括質問一括答弁方式 |
| ② 一問一答方式 |

質問件名 小平都市計画道路 3・4・10 号小平大和線の進捗について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

小平都市計画道路 3・4・10 号線の富士見通りから市道第 A-61 号線までの区間における整備事業は、令和 3 年 8 月に事業認可を受け、事業着手から 2 年が経過しましたが、事業の進捗について以下質問致します。

1. 当該区間の事業概要について、改めて伺います。
2. 事業用地の取得状況について伺います。
3. 西武鉄道拝島線及び国分寺線とのアンダーパス部について、西武鉄道株式会社との協議の状況について伺います。
4. 最近、異常気象等により、全国各地で大雨による被害が相次いでいますが、アンダーパス部における浸水対策について、どのように考えているのか伺います。
5. 現在、小川駅西口地区市街地再開発事業の工事が進められていますが、当該区間の工事期間と重なる可能性があるのか。あるとすれば、その場合の地域への影響と対応策について伺います。
6. 事業の今後の進捗予定について伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 11 月 16 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 吉本ゆうすけ

受付番号【 22 】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 27 | 26 | 25 | 24 |
| 27 | 26 | 25 | 24 |

-(2 / 2)